

財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(移動平均法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の負担に属する額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。但し、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(三宅町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計については税抜方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

ただし、水道事業会計については上記の限りではありません。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

範囲	団体(会計)名	区分
一般会計等	一般会計	—
一般会計等	住宅新築資金等貸付事業特別会計	特別会計
全体会計	公共下水道事業特別会計	特別会計
全体会計	国民健康保険特別会計	特別会計
全体会計	老人保健特別会計	特別会計
全体会計	水洗便所改造資金貸付特別会計	特別会計
全体会計	介護保険特別会計	特別会計
全体会計	後期高齢者医療特別会計	特別会計
全体会計	水道事業会計	公営事業会計
連結会計	川西町三宅町式下中学校組合	一部事務組合・広域連合
連結会計	国保中央病院組合	一部事務組合・広域連合
連結会計	奈良県広域消防組合	一部事務組合・広域連合
連結会計	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合	一部事務組合・広域連合
連結会計	奈良県市町村総合事務組合	一部事務組合・広域連合
連結会計	奈良県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合
連結会計	山辺・県北西部広域環境衛生組合	一部事務組合・広域連合
連結会計	奈良県広域水質検査センター組合	一部事務組合・広域連合
連結会計	土地開発公社	第三セクター等
連結会計	三宅町社会福祉協議会	第三セクター等

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としていません。なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—	%
連結実質赤字比率	—	%
実質公債費比率	6.5	%
将来負担比率	60.6	%

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
該当なし

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

会計	款	項	繰越理由	金額
一般会計	総務費	総務管理費	繰越明許費	5,017 千円
一般会計	衛生費	保健衛生費	繰越明許費	14,907 千円
一般会計	土木費	道路橋梁費	繰越明許費	37,769 千円
一般会計	土木費	まちづくり費	繰越明許費	66,130 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

平成 30 年度資産売却収入として計上している資産

イ 内訳

土地 4,338 千円

平成 29 年 3 月 31 日時点における売却可能価額(鑑定評価)を記載しています。

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 2,790,858 千円

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	2,153,545 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	339,217 千円
将来負担額	5,963,973 千円
充当可能基金額	1,602,244 千円
特定財源見込額	25,706 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	3,231,475 千円

- ④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

一般会計等	5,515 千円
全体会計	5,515 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支(業務活動収支(支払利息支出除く)+投資活動収支)

一般会計等	100,831	千円
全体会計	305,194	千円
連結会計	372,221	千円

② 既存の決算情報との関連性

一般会計等	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	6,970,838 千円	6,743,666 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	85,660 千円	85,584 千円
繰越金に伴う差額	- 千円	- 千円
資金収支計算書	7,056,498 千円	6,829,250 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(住宅新築資金等貸付事業特別会計・学校給食費特別会計・奨学資金貸付事業特別会計)の分だけ相違します。

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額および利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	- 千円
一時借入金に係る利子額	- 千円

④ 重要な非資金取引

重要な非資金取引はありません。